

せいあい保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人大阪キリスト教学院
所在地	大阪市阿倍野区丸山通1丁目3番61号
電話番号	06-6652-2091
代表者氏名	理事長 正田 浩三

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	せいあい保育園
施設の所在地	大阪市阿倍野区丸山通1丁目3番61号
連絡先	電話番号06-6651-2830 FAX06-6651-8039
管理者	園長 阿部 知恵美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする乳児
認可定員	0歳児 8人 1歳児 18人 2歳児 24人
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 32人 満1歳未満の児童 8人
開設年月日	平成24年 4月 1日
事業所番号	2710051004283
ホームページ	http://www.seiai-kindergarten.jp/seiaihouikuen/

3 施設の目的・運営方針

せいあい保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		2060.00㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建のうち1階(幼稚園と共有) 2階(保育園専有)
	延べ面積	616.67㎡
園庭		地上園庭629㎡(幼稚園と共有)

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	乳児室に含まれる
保育室	2室	りんご組(満2歳児クラス)、いちご組(満1歳児クラス)、について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成30年4月施行)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

保護者が徒歩及び自転車等にて送迎を行なう。

6 職員の職種、員数及び職務の内容(栄養士については別掲)平成30年1月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育をつかさどる	21	8	13	保育補助1
事務職員	事務業務	1	1		
調理員	献立作成・給食・おやつをつくる。	3	1	2	業者に委託

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
事務職員	正規の勤務時間帯（8：45～16：45）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

※年始（1月4日）、夏期休業（8月12日～8月15日）、

新年度準備（4月1日）についても休園のご協力をお願いします。

ただし、ご都合のつかない方はお申し出下さい。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 土曜日の保育は、標準時間認定の方も保育短時間認定の方も8時から16時です。

この範囲の時間帯でご協力下さい。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は名阪食品株式会社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

（ただし、個々の様子や状態によっては、お弁当を持参して頂く場合もあります。）

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	1	2	業者委託

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 2歳児保育を終了したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	聖バルナバ病院
医院長名又は医師名	永田 多恵子
所在地	大阪市天王寺区細工谷1丁目3-18
電話番号	06-6779-1600

(2) 歯科

医療機関の名称	脇歯科
医院長名又は医師名	脇 宗弘
所在地	大阪市阿倍野区王子町1丁目11-2
電話番号	06-6622-4951

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 阿部知恵美、小笠原真弓 ・ご利用時間 9:00～ 18:00 ・電話番号 06-6651-2830 	
	F A X 06-6651-8039 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	三宅 久美子	電話番号 06-6691-0250
		きりん保育園 園長
	新家 安代	電話番号 06-6303-4767
		愛光保育園 園長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	医療費の還付等
保険金額	375円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0歳児	8人	8人	6人
1歳児	16人	17人	17人
2歳児	22人	22人	22人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	今後受ける予定	今後評価を受ける予定
自己評価の実施状況	平成25年度より実施	冊子、ホームページ等に掲載

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保険費用	学校保険	375円(年1回)
保育用品費	諸費袋50円、出席ノート300円 シール280円、カラー帽子1070円 氏名印200円、名札ホルダー100円	2000円(年1回)
	連絡ノート	1冊190円 (1年平均3冊使用)
	ICカード	1枚 500円
遠足交通費	2歳児のみ	220円(程度)(年1回)

2 時間外保育に係る利用者負担

月額利用			日額利用		
1	30分延長	2900円	1	30分延長	200円
2		円	2	1時間延長	400円
3		円	3	1時間30分延長	600円
4		円	4	2時間延長	800円
5		円	5	2時間30分延長	1000円
6		円	6	3時間延長	1200円
7		円	7		円
8		円	8		円
9		円	9		円

3 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。